

シベリア鉄道利用促進に関する官民協議会 開催要領

1. 趣旨

国土交通省では、シベリア鉄道の利便性向上を通じて、海上輸送、航空輸送に並ぶ、第3の輸送手段の選択肢となるよう、ロシア運輸省及びロシア鉄道と協力し、シベリア鉄道の利用促進に取り組んできた。

今後、日欧間の貿易量の増加が見込まれる中、これまで検証された課題の解消等による更なるシベリア鉄道の利用促進とともに我が国の物流事業者等の国際競争力の強化に向けて、官民が連携して強力に取組を推進するため、シベリア鉄道利用促進に関する官民協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

協議会の成果は、シベリア鉄道のさらなる利便性向上に活用していくことに加え、荷主企業等への情報発信力の強化につなげていく。

2. 活動内容

- (1)シベリア鉄道の利用状況の把握と情報共有
- (2)シベリア鉄道の利用促進に係る課題の抽出
- (3)シベリア鉄道の利用促進に係る改善策の提示
- (4)その他、シベリア鉄道の利用促進に関する事項

3. 構成及び運営

協議会は、上記1.の趣旨に賛同し、2.の活動に協力する関係企業、府省等により構成するものとし、その構成は別紙1のとおりとする。

必要に応じ、別紙1以外の者の出席を求めることができることとともに、議長が必要であると認めるときは、協議会の構成員として追加ができるものとする。

また、運営要領は、別紙2の通りとする。

4. その他

この開催要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。事務局は、開催要領を変更した時は、速やかに会員に通知する。

構成員

- ・ 協議会の議長は、国土交通省大臣官房審議官(公共交通・物流政策)とする。
- ・ 構成員は、次のとおりとする。

国土交通省大臣官房参事官(国際物流)

日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会(TSIOAJ)会長

日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会(TSIOAJ)加盟各社

東海運(株) 海外企画部長

伊勢湾海運(株) 東京支店 部長代理

(株)上組 執行役員(国際物流本部長)

山九(株) グループマネージャー

センコー(株) 営業開発担当課長

(株)東洋トランス 代表取締役社長

トランスロシアエージェンシージャパン(株) 代表取締役社長

(株)日新 国際営業第一部 部長

日本通運(株) 海外事業本部 グローバルフォワーディング企画部次長

(株)日本トランス 代表取締役社長

日本トランスシティ(株) 国際営業部 国際輸送営業所 兼 東京航空営業所 所長

日立物流バンテックフォワーディング(株) 営業部部長

伏木海陸運送(株) 取締役

三菱倉庫(株) 企画・開発マネージャー

(五十音順)

運営要領

- ・ 協議会の審議は非公開とする。
- ・ 協議会に係る運営事務を行うため、国土交通省大臣官房参事官(国際物流)のもとに事務局を置く。
- ・ 協議会の下に、協議会の円滑な運営を図るための幹事会を置くことができる。
- ・ 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。